

県内で夜間営業時間の短縮にご協力いただいた皆様へ

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾）のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、3月24日の県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮（時短営業）にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を交付します。

※2月8日～3月7日の時短要請に対する協力金は第6弾、3月8日～3月31日の時短要請に対する協力金は第7弾のご案内をご覧ください。

対象期間	令和3年4月1日(木)～4月21日(水)
対象地域	県内全域
内容	5時～21時の時短営業（酒類の提供は11時～20時）
対象店舗	<p>営業の形態や名称にかかわらず、通常21時から翌朝5時までの時間帯に営業し、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗</p> <p>ただし、<u>下記の店舗は対象となりませんので、ご注意ください。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 惣菜・仕出し、弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどのテイクアウト専門店（飲食する場所を設けていない店舗が該当します。） 宅配ピザ屋などのデリバリー専門店 イートインスペースのあるスーパーやコンビニ 自動販売機（自動販売機内に設置された給湯装置等を使用して調理が行われるものなど）コーナー 宿泊を目的とした利用が見込まれるネットカフェ、マンガ喫茶 キッチンカー ホテルや旅館の宿泊者が専用で利用する客室
協力金	<p>1店舗あたり最大84万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 「時短営業した日数×4万円」を交付します。 営業許可証に記載のある営業者が、時短営業を行った全店舗について一括して申請してください。
申請受付期間	<p>令和3年4月22日(木)～5月28日(金)（当日消印有効、締切厳守）</p> <p>※ 申請受付期間を超えた場合、受付はできませんので、あらかじめご承知おきください</p>

【交付要件】

1. 県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗である
 2. 令和3年3月24日より前に開業していて、営業の実態がある
 3. 令和3年3月24日より前に、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている。また、当該許可の有効期限が令和3年4月21日以降である
 4. 対象店舗にかかる食品衛生法に基づく営業許可証に記載されている営業者である
 5. 令和3年3月24日より前から21時～5時の時間帯に営業していた
 6. 県の要請に協力し、令和3年4月1日～4月21日の間に、5時～21時の時短営業（酒類の提供は11時～20時）又は休業をしている。また、時短営業の案内を店先などに掲示している
 7. 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示している
 8. 「マスク飲食」を推奨している
- ※ 7, 8は休業する店舗を除く

【提出書類】

1. 交付申請書
2. 振込先の通帳（見開き部分）等の写し
3. 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し
4. 従来の営業時間がわかる看板等の写真など
5. 店先に「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの
6. 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるステッカー」を掲示していることがわかる写真など（※）
7. 「マスク飲食の推奨」を案内している貼り紙等の写真など
（「6」で「マスク飲食の推奨」「マスク会食の徹底」の記載がある県の「感染防止対策取組書」を提出する場合は提出不要）
8. 本人確認書面の写し（個人事業主のみ）

※ パソコン・スマートフォン・プリンタ等をお持ちでない方は、県で登録代行を行いますので、登録代行専用ダイヤル（045-285-1024／平日9時～17時）へご連絡ください。
なお、発効までに時間を要しますので、お早めにご連絡ください。

【申請方法】

県では電子申請を推奨しています。

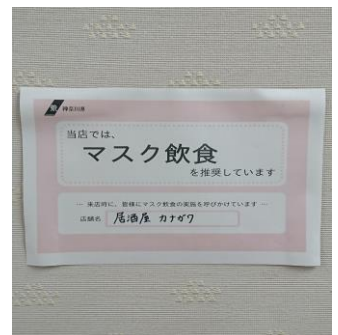
※ 郵送での申請も可能です。申請方法の詳細は、ホームページをご確認ください。

※提出書類イメージ

▼例（提出書類6）



▼例（提出書類7）



最新の情報は、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第8弾）ホームページをご確認いただくか、コールセンターにお問い合わせください。

神奈川県 協力金 第8弾



【問合せ先】

045-285-0745 <受付時間> 月～金（祝日除く） 9時～17時
（後日、専用のコールセンターを開設します。番号が決まり次第ご案内します。）